

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金 (令和6年分)に関するQ&A

Q & Aは、随時更新します。最新の状況は京都府ホームページを確認願います。

令和6年3月7日時点

■ LPガス

問1 中古品の機器等の導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 LPガス以外を使用する機器(例:電気機器)からLPガス機器への買い替えは補助対象となりますか。

なります。

問3 LPガス機器からLPガス以外を使用する機器(例:電気機器)への買い替えは補助対象となりますか。

なりません。

問4 LPガスと電気等のハイブリッドの機器への買い替えは補助対象となりますか。

LPガスを使用している機器であれば、ハイブリッドの機器も対象となります。

問5 汎用性のあるシステム(例:ワード、エクセル)は補助対象となりますか。

なりません。

問6 システム使用料(クラウド型システムやインストール型システムの使用料)は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間(令和6年2月1日~令和7年1月31日)に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問7 令和6年1月31日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問8 令和6年1月31日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問9 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問10 対象機器にある「業務用厨房機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器等を想定しています。

問11 対象機器にある「温水機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガス給湯器、ガスふろがま等を想定しています。

問12 対象機器にある「発電機器」とはどのような機器を想定していますか。
また、災害用のポータブル発電機は補助対象となりますか。

エネファーム、ガスエンジンコージェネレーション等を想定しています。
災害用機器は対象となりません。

問13 LPガス販売事業者が、自社でLPガスを使用していない場合は補助対象となりますか。

なりません。

問14 LPガスを利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または検針票でご確認ください。または、現在利用しているガス機器に貼付されているラベルで、適合するガスの種類の記載を確認ください。ただし、交付申請の際には、LPガスの販売契約を締結していることが確認できる契約書または検針票が必要となります。ご不明な場合は、契約書や検針票に記載の事業者へお問い合わせください。

問15 実績報告時提出資料の「購入した省エネ設備・機器、システム等の写真」とありますが、LPガス機器の場合は、導入事業所等に設置され、LPガスと接続している状態の写真が必要ですか。

必要です。

■特別高圧電力

問1 中古品の機器等の導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 対象設備・機器にある「再生可能エネルギー設備」とはどのような設備を想定していますか。

太陽光発電設備等を想定しております。

問3 汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問4 システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なりません。

ただし、補助対象期間（令和6年2月1日～令和7年1月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問5 令和6年1月31日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問6 令和6年1月31日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問7 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問8 特別高圧電力を利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または請求書でご確認ください。なお、契約書や請求書で契約種別が「低圧電力」や「高圧電力」と記載されている場合は、特別高圧電力ではありません。

問9 低圧電力、高圧電力を利用している場合、今回の補助対象となりますか。

なりません。

問10 キュービクルがあれば特別高圧電力を利用していると考えられますか。

キュービクルがあることだけで、特別高圧電力を利用しているとは判断できませんので、契約書または請求書を確認ください。

■その他

問1 社会福祉法人や医療法人は補助対象となりますか。

なりません。

問2 対象となる機器はカタログ等で『省エネ』を謳っているもののみですか。

省エネと記載がなくても対象となります。

問3 省エネ機器とは何を以て判断されるのですか。

新しい機器の導入によって、諸経費の削減が見込める事が前提となります。

交付申請書（第1号様式）の「導入によって想定される効果」及び実績報告書（第4号様式）の「導入による効果」の記載内容をもとに審査します。

問4 社員寮に設置する機器は、補助対象となりますか。

なりません。

問5 申請事業者の事業活動が確認できる書類について、税務署の受領印がない確定申告書の写しを提出することは可能ですか。

確定申告書に税務署の受領印がなくても、税理士署名があれば可です。

電子申告のため、確定申告書に受領印及び税理士署名がない場合は問6を参照願います。

問6 確定申告が電子申告である場合、どのような書類が必要ですか。

電子受付日時及び電子申告受付番号が印字された確定申告書を提出してください。

上記資料がない場合は、確定申告書及び電子申告の受付が完了したことがわかる資料（受信通知等）を提出してください。

問7 現金や小切手、手形で支払いしても補助対象となりますか。

なりません。原則として金融機関等からの振込に限ります。

問8 クレジットカードで支払いをしても補助対象となりますか。領収書の他に必要な書類はありますか。

金融機関等からの振込によることができない場合に限り対象とします。実績報告時には、領収書、カード利用明細書、補助対象期間内に口座から引き落とされたことがわかる資料の提出をお願いいたします。

問9 機器等を購入する際、ポイントやクーポンを金額換算して支払いをしても補助対象となりますか。

なりません。その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費とします。

問10 申請をしてからどれくらいで交付決定が出ますか。

申請数によって前後しますが、およそ1か月程度を予定しております。

問11 昨年同じLPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（受付期間：令和5年8月10日～9月29日、11月7日～12月13日）に申請し、補助金を受給していますが、今回の申請は可能ですか。

可能です。ただし、申請は1事業者あたり1回限りです。

問12 事業費が想定よりも高額となったため、実績報告時に交付決定額を上回る実績額で実績報告してよいですか。

補助金は交付決定額を上限として支給します。事業費の上振れ等により交付決定額の増額を希望される場合は、実績報告の前に変更承認申請を行ってください。

変更承認申請は、原則として交付申請の受付期間内の早いうち（令和6年8月30日（金）まで）に行ってください。